

被災地の土地の境界復元のために

社団法人 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 安 保 豊 人

当協会では、土地の境界を特定するための基準として、岩手県内に約 8,000 点の登記基準点を設置している。そのうち、0 級・1 級登記基準点は 535 点である。

国土地理院の発表では、2011 年 3 月 11 日発生した東北地方太平洋沖地震により、震源地に近い電子基準点「牡鹿」にて東南東に約 5.3m 移動、約 1.2m 沈下したとしている。岩手県においても、電子基準点「大船渡」で東南東に約 4.19m 移動、0.77m 沈下したとしており、県内全域にわたり地殻変動による地盤移動が観測されている。



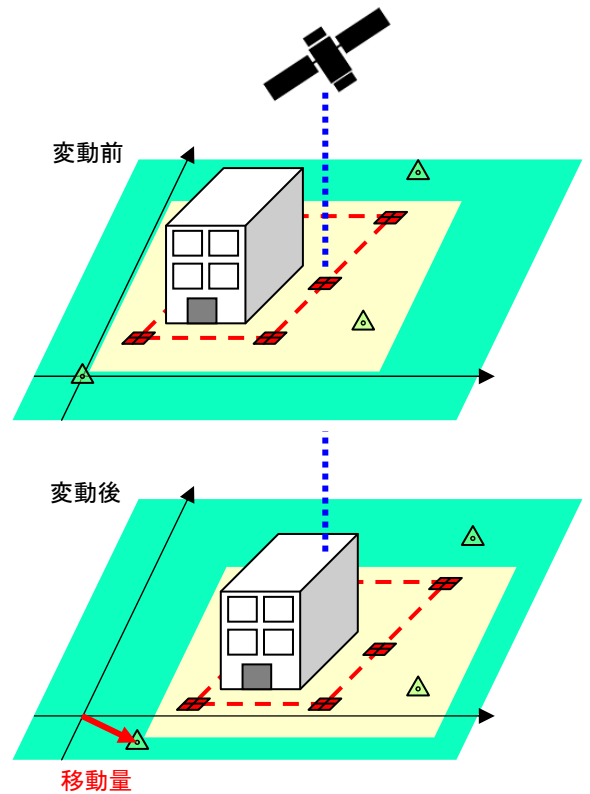
国民の財産である土地も、土地の境界という観点においてこの地盤移動により多大なる影響を受けた。当然に、当協会の登記基準点も影響を受けている。

しかしながら、地震による地殻変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合は、土地の筆界も相対的に移動したものと取り扱う。

つまり、土地の境界（筆界）を復元する上で、土地の境界と近くの登記基準点の相対的位置関係は変わらない、ということである。

今回、洋野町から陸前高田市にかけて、津波の被害により相対的位置関係が崩れている可能性がある登記基準点について、その移動量を把握するための GPS による観測を 5 月 13 日～14 日、6 月 3 日～4 日に実施する。

そして、このことで被災地の土地の境界復元、今後の復旧・復興作業において大いに貢献していこうとするものである。



近くの登記基準点と境界（筆界）
は相対的に移動する。

電子基準点の成果公表後は、県内全域に設置している 1 級登記基準点の改測作業を行い、速やかに公開し国民の財産である土地の測定の基準として活用するとともに、土地家屋調査士としての知識と技術を活かし、公益のために尽力していく所存である。